

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、木沢地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（木沢地区区画整理事業））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成24年12月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造